

介護保険料を改定します

1号被保険者保険料 月額5,560円(1,160円の増)に
安定した高齢者福祉サービスの提供のために

小野町の課題

町では、3年後、10年後の高齢者の状況がどのように変化するかさまざまなデータをもとに、今後の高齢者福祉や介護サービスの在り方を検討してきました。

その結果、重点的に次の5項目に取り組むこととしました。

- ① 健康寿命延伸を目指す介護予防事業の充実
 - ② 高齢者がいつまでも社会との関わりを持つことができる環境整備
 - ③ 高齢化に伴う認知症高齢者への対応
 - ④ 医療と介護の連携と地域包括ケア体制の構築
 - ⑤ 高齢者のみの世帯への対応
- これらの課題に対応するため、新しいサービスの提供も含め、民生委員・社会福祉協議会その他関係団体との連携を強化しながら、サービス内容の充実を図ることとしました。

在宅サービス

既存の事業所でのサービスに加え、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、細やかな在宅サービスを提供できる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスを平成29年度から提供できるよう準備を進めることとしました。

また地域密着型特別養護老人ホームでは、入所者が入院などで短期間ベッドを空けたとき利用できる「空床型ショートステイ」のサービスを提供できるよう給付費を見込みました。

施設サービス

平成25、26年度に認知症対応型グループホーム・地域密着型特別養護老人ホームを整備したことや近隣自治体での広域型特別養護老人ホームの整備状況を勘案し、今

後3年間は整備しないこととしました。

介護予防や医療介護の連携

団塊の世代が65歳を越えてきています。これらの方々が将来いつまでも元気であるために早めの介護予防対策が必要です。介護・認知症予防、健康づくり事業のさまざまな事業を実施します。また医療ニーズが高まってきており、切れ目のないサービスを提供するため医療分野と介護分野の連携が求められています。町では社団法人田村医師会などと田村地方医療介護連絡協議会に参画し連携強化を図ります。

介護保険料の算定

介護保険の財源は、公費と保険料でまかなわれています(次ページ表参照)。法律上、第1号被保

険者(65歳以上)の負担は、高齢者数の増加に伴い1%増の22%に改正され、これに、平成27年4月から3年間のサービス量を見込み、保険料月額を算定しました。

平成27年4月からの保険料

低所得者の保険料軽減事業も実施し、平成27年4月から平成30年3月までの3年間適用される小野町の介護保険料は次のとおりです。全国的に介護保険料の上昇が著しいことから、国・県・町では消費税増税による収入を充て、低所得者の保険料軽減事業を実施します。平成29年4月からは第3段階までの被保険者の保険料を軽減する予定です。

サービス量の増加により基準月額で1,160円の値上げとなりますが、これからの高齢者介護サービスの充実のためご理解をお願いいたします。